京都府 少子化対策条例のあらまし

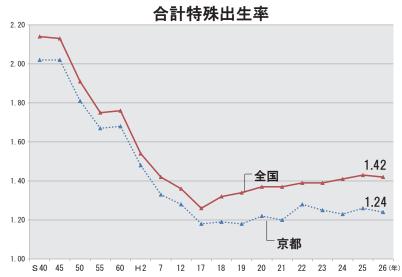


この条例は、急速に少子化が進む中で、次代の社会を担う子どもや若者が 結婚や子育てに夢を持ち、家庭を築き、子どもを生み、育てる希望を叶える ことができる社会の実現を目指して制定されました。

条例に基づき、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を社会全体で行うとともに、家庭の重要性や子育ての喜び・幸せを共有することができる京都府の子どもを育む文化を創造する取り組みを積極的に進めていくこととしています。

条例制定の背景

- ◆ 京都府では、平成26年の合計特殊 出生率が1.24と全国ワースト2位、 出生数が初めて2万人を切るなど、少 子化に歯止めがかかっていない状況に あります。
- ◆ 「未婚化」、「晩婚化」が少子化の大きな要因とされていますが、雇用や働き方、経済的負担等の条件や環境が整えば家庭や子どもを持ちたい若者や子どもをもっと持ちたいとする府民は多く、結婚から子育てまでの切れ目のない総合的・抜本的な対策により、少子化を克服することが可能です。



条例における主な取り組み

結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援

②京都府 まゆまろ

結婚支援

- ◆ 結婚に関する相談、情報提供等総合支援 → きょうと婚活応援センターの運営
- ◆ 結婚支援団体の登録制度の創設 → 情報提供等必要な支援措置

妊娠 • 出産支援

- ◆ 産前産後ケア体制の整備支援 → 産前産後のケア専門員及び訪問支援員の養成
- ◆ 不妊治療・不育治療への支援 → 費用負担の軽減、情報提供、相談等支援

子育て支援

- ◆ 子育て支援団体の認証制度の創設 → 広域活動等模範となる団体への支援
- ◆ 幼稚園教諭・保育士の養成・確保・定着等教育保育環境の整備

総合的な支援

- ◆ 多子世帯(子ども3人以上)の住宅等の取得に係る不動産取得税の軽減(2分の1)
- ◆ 金融機関が行う結婚・子育て総合応援融資への支援
- ◆ 母子家庭・父子家庭への支援 → 子ども及び保護者に対する生活・就労等支援

基本理念

この条例では、少子化対策の推進に当たっての基本となる考え方を定めています。

- ① 結婚や子どもを持つことに対する一人ひとりの府民の意思が尊重され、府民 の希望が叶えられるよう、地域の特性を踏まえ、切れ目のない支援が行われる こと。
- ② 全ての府民が少子化対策に関心と理解を深め、結婚から子育てまでを温かく見守り支えること。
- ③ 保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等少子化対策が、総合的かつ適切に行われるとともに、京都府子育て支援条例に基づく施策が、関係団体の相互の適切な役割分担と効果的な連携の下に行われること。

教育・学習の機会の提供、気運の醸成

学習機会の提供

- ◆ 学校と連携し、医学的に正しい妊娠・出産の知識を子どもが学ぶ機会を提供
- ◆ 若者に対する人生設計(ライフデザイン)を考える機会の提供

府民運動の展開

◆ 少子化対策推進の気運を高めるため、府、府民、事業者、市町村、結婚支援団体、 子育て支援団体等からなる府民会議を設置し、府民運動を展開

両立支援・マタハラ等防止

- ◆ 仕事と家庭の両立を図るための雇用環境の整備に向けた取り組みの推進
- ◆ 妊娠・出産、育児に伴う職場での嫌がらせの防止に向けた取り組みの推進

きょうと育児の日の創設

◆ 毎月19日を「きょうと育児の日」と定め、 趣旨にふさわしい行事の実施を支援



条例の特色(全国初)

- ◆ 多子世帯への保育料の経済的支援や不動産取得税の軽減等について条例で明記し、総合的な対策を実施します。
- ◆ 少子化対策の推進を条例で明記し、市町村、国、関係機関等と連携して積極的 に取り組みます。

施行時期

◆ 平成28年4月1日



■お問い合せ**■ 京都府健康福祉部少子化対策**課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電 話 075-414-4602

FAX 075-414-4586

メール shoshika@pref.kyoto.lg.jp